

人事行政の運営状況を公表します

職員給与などのあらまし

南三陸町職員の人事行政の運営内容について公平性・透明性の確保を目的に次のとおり公表します。

◇問い合わせ 総務課人事係 ☎46-1370

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

①採用の状況 (平成25年4月2日～平成26年4月1日採用) 単位：人

採用区分	競争試験			選考試験			その他			合計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
上級行政	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
中級保育士	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
初級行政	4	0	4	0	0	0	0	0	0	4
初級行政(民間実務経験)	3	1	4	0	0	0	0	0	0	4
任期付(農業)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
任期付(電気)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
任期付(土木)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
任期付(行政)	0	0	0	2	0	2	3	0	3	5
医療職(看護師)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2
合計	7	5	12	3	2	5	5	0	5	22

※1 県・県教育委員会からの派遣職員を除きます。
 ※2 採用区分「その他」任期付職員は、総務省事業に基づく他自治体OB等です。

②退職者の状況 (平成25年度)

区分	定年退職	勲奨退職	自己都合	その他	合計
一般行政	9人	1人	11人	2人	23人

③再任用の状況 (平成25年度)

高齢職員の知識・経験を活用するために、再任用を希望する退職者を選考による能力実証を経て任用しています。

常時勤務	短時間勤務	合計
3人	0人	3人

(2) 職員数の状況

①任命権者別職員数 (平成26年4月1日現在) 単位：人

区分	定数	職員数
町長部局	310	279 (94)
議会事務局	4	3 (0)
選挙管理委員会事務局	1	1 (0)
監査委員事務局	2	1 (0)
農業委員会事務局	3	1 (0)
教育委員会	49	31 (5)
公営企業等	10	8 (5)
会計部門	128	73 (2)
合計	507	397 (106)

※1 () 内は、職員数のうち他自治体からの派遣職員の数です。
 ※2 教育委員会の職員数には、教育長を含みます。

②職員の適正化への取組み

行政の合理化、能率化を図り、町の規模に見合う定員の適正化を進める一方、東日本大震災からの復興事業を推進するために、新規職員の採用を始め、任期付職員の採用、更には全国の地方自治体からの職員派遣を要請するなどにより、必要な人員を確保することとしています。

2 職員の給与の状況

南三陸町職員の給与は、国や県並びに他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、町議会の議決を経た条例などに基づき支給されます。

(1) 人件費の状況 (平成25年度一般会計決算) 単位：千円

歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	住民基本台帳人口(H26.3.31)
56,477,492	1,954,431	1,824,466	3.2%	14,505人

※上記には特別職に支給される給料・報酬のほか、共済費を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (平成26年度一般会計予算) 単位：千円

職員数	給与費			合計(B)	1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当		
207人	776,883	454,061	272,132	1,503,076	7,262

※職員数は、教育長及び単純労働職員を含み、宮城県及び宮城県教育委員会以外の派遣職員を除いた、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.4歳	300,607円	319,400円
労働職	53.3歳	289,800円	297,947円

※平均給与月額は、平均給料月額に扶養手当、通勤手当等の諸手当を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	南三陸町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
労働職	高校卒	137,200円	141,900円	137,200円
	中学卒	121,600円	125,400円	—

(5) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
代表的な職名	主事・技師	主事・技師	係長・主査	課長補佐・主幹	課長	総務課長等	
職員数(人)	33	19	77	39	17	6	191
構成比(%)	17.3	10.0	40.3	20.4	8.9	3.1	100.0

※上記は、行政職給料表(一)を適用する職員の内訳であり、医療職及び労働職を含みません。

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
給料・報酬	789,400円	603,300円	288,100円	238,500円	220,700円
期末手当	6月期1.40月分、12月期1.55月分 計2.95月分				

※町長、副町長の給料については平成29年11月5日までの任期中10%減支給。

(7) 職員手当の状況

①期末勤勉手当 (平成26年4月1日現在)

区分	6月期	12月期	合計	参考：国
支給割合				
期末	1.225月分	1.375月分	2.6月分	2.6月分
勤勉	0.675月分	0.675月分	1.35月分	1.35月分
合計	1.9月分	2.05月分	3.95月分	3.95月分

職制上の段階、職務の級などによる加算措置：5～10%

②退職手当 (平成26年4月1日現在) 単位：月分

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
支給率				
自己都合	21.620	30.820	43.700	52.440
勲奨・定年	27.025	36.570	52.440	52.440

その他の加算措置：早期退職特例措置(2～20%加算)

1人当たり平均支給額(平成25年度)：13,891千円

③特殊勤務手当 (平成25年度決算)

支給対象職員	年間支給総額	1人当たり年間平均支給額
33人	3,909千円	118,439円

内訳：病院職員の待機手当及び夜間看護業務手当

④時間外勤務手当 (平成25年度決算)

対象職員	年間支給総額	1人当たり年間平均支給額
202人	77,850千円	385,392円

⑤その他の手当

- ・地域手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当…支給要件該当者に国の基準に合わせ支給しています。
- ・通勤手当…交通機関利用者には運賃に応じて55000円を限度に支給。自動車等の使用者には距離に応じて2000円～24500円を支給しています。
- ・宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当…勤務実態に応じて支給しています。

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日・土曜日

(2) その他勤務条件

- ①休暇制度
 - ・年次有給休暇…年間20日付与
 - ・病気休暇…90日以内の必要な期間
 - ・特別休暇(有給休暇)…選挙権の行使、結婚休暇、忌引休暇、夏季休暇、産前産後休暇など
 - ・その他無給休暇…介護休暇、組合休暇

②育児休業等の承認状況 (平成25年度)

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	3件
育児休業の延長件数	0件	0件
育児部分休業の承認件数	0件	0件
育児短時間勤務の承認件数	0件	0件

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (平成25年度)

勤務実績が良くない場合や心身の故障の場合など

免職	休職	降任	降給
0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数 (平成25年度)

法令に違反した場合や、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

免職	停職	減給	戒告	訓告	注意
0人	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。

職務の遂行にあたって職員が守るべき職務上の義務は次のとおりです。(地方公務員法)

法令及び上司の職務命令に従う義務、秘密を守る義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止、争議行為等の禁止、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 主な研修の状況 (平成25年度)

職員研修は「南三陸町人財育成基本方針」に基づき実施しています。

○市町村職員研修所等受講実績

研修名	受講者数
新規採用職員研修	12人
一般職員研修	16人
監督者研修(係長級)	18人
管理者研修(補佐・課長級)	22人
任期付職員研修	1人
専門研修・実務研修等	40人

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の人材育成、組織全体の士気及び公務能率の向上を目的とする人事評価制度の導入については、引き続き検討します。

なお、昇給、勤勉手当の支給割合については、基準日までの勤務状況(病気休暇・休職・育児休業等の有無等)により評価しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況 (平成25年度)

区分	受診者数(延べ)
定期健康診断等	248人
人間ドッグ※	91人
脳検診※	40人

※ 市町村職員共済組合が実施する福利厚生事業です。

(2) 公務災害補償認定状況 (平成25年度)

職員が公務上又は通勤途上の災害にあった場合には、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。

公務災害	通勤災害
0人	0人

8 公平委員会の業務の状況 (平成25年度)

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件